



発行 東京都

目次

63

条 例

- 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(福祉保健局)……………三
- 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………四
- 東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………四
- 東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………五
- 東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………七
- 東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………七
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例……………(同)……………八
- 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………八
- 東京都動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………九
- 都道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例……………(建設局)……………九
- 警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都公安委員会)……………〇

条例のあらまし

●東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第七二号)

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和三年厚生労働省令第五五号)の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八年厚生労働省令第一七一号)の改正に伴い、電磁的記録等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和三年七月一日ほかから施行します。

●東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第七三号)

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和三年厚生労働省令第五五号)の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成一八年厚生労働省令第一七四号)の改正に伴い、電磁的記録等に係る規定を設けます。
- 二 この条例は、令和三年七月一日から施行します。

●東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第七四号)

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障

害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第五五号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成一八年厚生労働省令第一七二号）の改正に伴い、電磁的記録等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和三年七月一日ほかから施行します。

●東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第七五号）

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第五五号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成一八年厚生労働省令第一七七号）の改正に伴い、電磁的記録等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和三年七月一日ほかから施行します。

●東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第七六号）

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第五五号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成一八年厚生労働省令第一七五号）の改正に伴い、電磁的記録等に係る規定を設けます。

二 この条例は、令和三年七月一日から施行します。

●東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第七七号）

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第五五号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成一八年厚生労働省令第一七六号）の改正に伴い、電磁的記録等に係る規定を設けます。

二 この条例は、令和三年七月一日から施行します。

●旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第七八号）

一 旅館業の施設の衛生に必要な措置等の基準を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和四年一月一日ほかから施行します。

●公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第七九号）

一 公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置等の基準を改めるほか、規定を整備します。

（例）混浴を制限する年齢を一〇歳以上から七歳以上に引き下げます。

二 この条例は、令和四年一月一日ほかから施行します。

●東京都動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第八〇号）

一 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和三年環境省令第七号）の施行等に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●都道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第八号)

- 一 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和二年政令第三二九号)の施行による道路構造令(昭和四五年政令第三二〇号)の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第八二号)

- 一 警察用航空機の運用等に関する規則の一部を改正する規則(令和三年国家公安委員会規則第一号)の施行を踏まえ、警察用航空機の運用に関することを警視庁地域部の所掌事務から同警備部の所掌事務へ移管します。
- 二 この条例は、令和三年一〇月一日から施行します。

条例

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七十二号

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する

条例の一部を改正する条例

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第二百九条)」を「(第二百九条・第二百十条)」に改める。

第二百八条第一項中「特例介護給付費」と、「を」「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、「に改める。

第二百九条を第二百十条とし、第十七章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第二百九条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十四条第一項(第四十三条第一項及び第二項、第四十三條の四、第四十八条第一項及び第二項、第九十三条、第九十三条の五、第二百一一条、第二百四十七條、第二百四十七條の四、第二百五十七條、第二百五十七條の四、第二百七十条、第二百八十三條、第二百八十八條、第二百九十二条、第二百九十二条の十二、第二百九十二条の二十並びに前条第一項において準用する場合を含む。)、第十八条(第四十三條第一項及び第二項、第四十三條の四、第四十八條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三条、第九十三条の五、第二百一一条、第二百一十一條、第二百四十七條、第二百四十七條の四、第二百五十七條、第二百七十条、第二百八十三條、第二百八十八條、第二百九十二条、第二百九十二条の十二、第二百九十二条の二十、第二百九十九条、第二百九十九条の十一、第二百九十九条の二十二並びに前条第一項において準用する場合を含む。)、第五十七條第一項、第二百八条の四において準用する場合を含む。)、第二百九十七條の四第一項(第二百九十九條の十一及び第二百九十九條の二十二において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第二百八条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十三号

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第八十九条・第九十条)」を「(第八十九条―第九十一条)」に改める。

第九十条を第九十一条とし、第八十九条を第九十条とし、第十章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第八十九条 障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該交付等の

相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十四号

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第六十条)」を「(第六十条・第六十一条)」に改める。

第六十条を第六十一条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第六十条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十五条第一項、第十九条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方が利用者である場

合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知識によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第二項中「附則第十一項」を「附則第十六項」に改め、附則第十二項を附則第十七項とし、附則第十一項中「、第三十四条」及び「及び第三十四条」を削り、同項を附則第十六項とし、附則第十項を附則第十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

14 指定障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 提供する就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

六 提供する就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び附則第九項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

七 通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

15 指定障害者支援施設は、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定障害者支援施設の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

附則第九項を附則第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 賃金及び附則第九項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

附則第八項を附則第十項とし、附則第七項を附則第九項とし、附則第六項中「次項から附則第九項まで」を「附則第九項から第十一項まで」に改め、同項を附則第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 指定障害者支援施設は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

附則第五項の次に次の一項を加える。

6 指定障害者支援施設は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

附則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七十五号

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第四十五条・第四十六条）」を「（第四十五条―第四十七条）」に改める。第四十六条を第四十七条とし、第四十五条を第四十六条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第四十五条 障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第二項中「附則第十一項」を「附則第十五項」に改め、附則第十二項を附則第十六項とし、附則第十一項を附則第十五項とし、附則第十項を附則第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該障害者支援施設の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

附則第九項を附則第十二項とし、附則第八項を附則第十一項とし、附則第七項を附則第十項とし、附則第六項中「次項から附則第九項まで」を「附則第十項から第十二項まで」に改め、同項を附則第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に

支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

附則第五項を附則第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

附則第四項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員

五 提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

六 提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び附則第十項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

七 通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

附則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七十六号

東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を

改正する条例

東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第二十条 センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七十七号

東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

例

東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第十八条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七十八号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例(昭和三十三年東京都条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「配せん室」を「配膳室」に改め、同条第五号イ中「及びまくら」を「及び枕」に、「まくらカバー」を「枕カバー」に改め、同号ロ中「まくらカバー」を「枕カバー」に改め、同号ハ中「まくら」を「枕」に改め、同条第七号ニ中「温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽(以下単に「貯湯槽」という。)」を「貯湯槽」に改め、同号ニ(1)中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同号ホ(4)ただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改める。

第七条第四号ニに次のように加える。

(7) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

附則

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第七条第四号ニに次のように加える改正規定及び次項の規定は、令和三年十月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の規定により経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の旅館業法施行条例第七条第四号ニ(7)の規定は適用しない。ただし、前項ただし書に規定する日以後に、営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限

りでない。

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七十九号

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例(昭和三十三年東京都条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号ただし書中「規則」を「東京都規則(以下「規則」という。)」に改め、同項第八号のニ中「温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽(以下単に「貯湯槽」という。)」を「貯湯槽」に改め、同号イ中「東京都規則(以下「規則」という。)」を「規則」に、「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同項第八号の三ニただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改め、同項第八号の四中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第八号の五とし、同項第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

第三条第十号中「手ぬぐい」を「タオル」に改め、同号ただし書中「もの」の下に「(かみそりを除く。)」を加え、同項第十一号中「十歳」を「七歳」に改め、同項第三十一号に次のように加える。

ト 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

附則

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第三条第一項第三十一号に次のように加える改正規定及び次項の規定は、令和三年十月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）第二条第一項の規定により、公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例第三十一条第三十一号トの規定は適用しない。ただし、前項ただし書に規定する日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十号

東京都動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成十八年東京都条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下「法施行規則」という。）第八条に規定するもの」を「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和三年環境省令第七号。以下「基準省令」という。）第二条の基準を遵守する」に改める。

第十六条第三項中「法施行規則」を「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下「法施行規則」という。）」に改める。

第十六条の三中「法施行規則第十条の九に規定するもの」を「基準省令第三条の基準を遵守する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十一号

都道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

都道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「横断歩道橋等」の下に「自動運行補助施設」を加える。

第四十五条を第四十六条とし、第四十四条を第四十五条とし、第四十三条の次に次の一条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第四十四条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。

この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、都道における移動等円滑化の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百四十九号）の基準に適合する構造とするものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）の道路については、この条例による改正後の都道における道路構造の技術的基準に関する条例第三十二条及び第四十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十二号

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例(昭和二十九年東京都条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の一号を加える。

六 警察用航空機の運用に関すること。

第八条の二中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

この条例は、令和三年十月一日から施行する。

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

